

## 社会的貢献に対する表彰制度要領

### 1. 件名

会員事業者の社会的貢献に対する表彰

### 2. 目的

会員事業者が取り組む社会的貢献において、特に顕著な功績のある取組みを表彰することによって、観光事業者の発展と意識の高揚を図るとともに、観光業界の経営の高度化を促進し、もって県の観光振興に資することを目的とする。

### 3. 内容

社会的貢献表彰は、SDG 's の取組み、環境保全、省エネルギー、バリアフリー、防災・減災、セキュリティ確保、こどもの貧困対策等に対する様々な社会的要請が高まる中で、これら要請に応えるための会員事業者における取組みであり、且つ他の規範となる先進的取組みと認められるものを表彰の対象とする。

### 4. 対象

当協会の正会員および賛助会員であり、年会費等の滞納が無い事業者

### 5. 手続

- (1) 会員事業者は、自らの取組みが3. に定める社会的貢献表彰の候補となり得ると思料する場合には、その取組みの概要（実施主体、実施に当たっての課題とその克服の経緯、その先進性や社会的貢献度）を記載した自薦書（様式1）を作成し、事務局に提出する
- (2) 事務局は、自薦書に基づき社会的貢献表彰の候補事案に関し調査を行い、これを整理して表彰委員会に諮る。
- (3) 表彰委員会は、(2)により諮られた候補事案の審査を行い、その結果を会長に答申する。
- (4) 会長は、(3)の答申に基づき社会的貢献表彰の対象を決定し、当該ホテルに通知（様式2）し、毎年3月に開催される当協会の通常総会においてその表彰を行う。
- (5) 受章者は、当協会の通常総会においてその取組みの発表を行う。

### 6. 賞の種類

最優秀賞、優秀賞、努力賞 ※賞によっては該当なしの場合もあり。

以上